

令和5年6月28日

建設事業者 様

建設工事における労働災害防止対策の徹底について（要請）

佐渡市建設工事安全衛生対策委員会
委員長（財務部 財政課長）

令和5年5月15日、当市発注工事において、敷鉄板の入替作業で運搬車両の荷台から敷鉄板をバックホウにて吊り降し仮置作業中、敷鉄板を吊り降し地面に接地した際に吊り金具が外れ倒れかかったところに、荷ぶれ介助作業に入った労働者（玉掛け者）の大腿部に当たり、その反動で転倒し両足首を敷鉄板に挟まれ負傷するという事故が発生しました。

一つ間違えれば重大災害につながりかねない事故であり、今後このような労働災害が発生することがないように、安全衛生活動を今一度点検していただき、労使の皆様をはじめ、関係請負人が一体となって下記の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 工所用機械の使用時における安全性の確保

工所用機械を使用するにあたって、あらかじめ作業計画を定め、労働者の配置及び指揮の系統を明確にすること。特に、移動式クレーンの稼働範囲や労働者の立入禁止区域については作業条件に応じて適切に定め、その定めた内容について労働者に対し周知・指導を徹底すること。

2. 適切な労働者の配置

小型移動式クレーン技能講習を修了していない労働者を移動式クレーン運転業務に従事させないこと。また、危険・有害作業についても有資格者以外の労働者が従事しないよう、有資格者の把握及び実際に従事する労働者の資格所持状況の確認を徹底すること。

3. 吊り金具の点検の徹底

荷のつり上げに使用する吊り金具について、作業前点検で機能に不具合がないか確認すること。また、異常が認められた場合は使用を中止すること。

（お問い合わせ先）
佐渡市財務部財政課契約検査室
電話：0259-63-5137